○内閣府告示第千百五十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百三十四号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十八年十一月三十日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　東京都

二　国際戦略総合特別区域の範囲　東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、大田区、渋谷区及び豊島区の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第千百五十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月三十日付けで国際戦略総合特別区域を指定し、及び同条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第百四十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を同日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　長野県、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに長野県下諏訪郡下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町及び飯島町並びに下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、浜松市及び磐田市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町並びに名古屋港管理組合

二　国際戦略総合特別区域の範囲　岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに長野県下諏訪郡下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町及び飯島町並びに下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、浜松市及び磐田市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第千百五十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百四十号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十八年十一月三十日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　福岡県、北九州市及び福岡市

二　国際戦略総合特別区域の範囲　北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、古賀市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市及び糸島市並びに福岡県糟屋郡志免町、鞍手郡小竹町、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡上毛町及び築上町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第千百六十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域の指定を平成二十八年十一月三十日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　和歌山県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　橋本市、田辺市及び新宮市並びに和歌山県伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町、西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び串本町の全域

○内閣府告示第千百六十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域の指定を平成二十八年十一月三十日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　奈良県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　奈良市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第千百六十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十八年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　長野県及び飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村、三重県、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町並びに名古屋港管理組合並びに三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、富士重工業株式会社、東レ株式会社、中部航空宇宙部品生産協同組合、川崎岐阜協同組合、天龍エアロコンポーネント株式会社、アイコクアルファ株式会社、愛知海運株式会社、株式会社青山製作所、曙工業株式会社、旭精機工業株式会社、熱田起業株式会社、荒川工業株式会社、株式会社池戸製作所、株式会社石川精工、イズテック株式会社、株式会社磯村製作所、伊藤鉄工株式会社、株式会社エアリス・エンタープライズ、株式会社エアロ、大羽精研株式会社、大見工業株式会社、尾張精機株式会社、加賀産業株式会社、有限会社加藤精密工業、株式会社カマタ製作所、木下精密工業株式会社、株式会社銀星、株式会社グローバル・アシスト、株式会社小池製作所、株式会社弘和鉄工所、株式会社小坂鉄工所、株式会社近藤機械製作所、株式会社最新レーザ技術研究センター、株式会社三光刃物製作所、株式会社三光製作所、株式会社三洋機工株式会社、株式会社真功社、シンフォニアテクノロジー株式会社、株式会社杉浦機械、株式会社関山、株式会社髙木化学研究所、髙木工業株式会社、高砂電気工業株式会社、高須工業株式会社、玉川工業株式会社、株式会社タマリ工業、中部日本マルコ株式会社、株式会社ＴＥＫＮＩＡ、株式会社テックササキ、東南精機株式会社、東陽工業株式会社、東洋航空電子株式会社、東レハイブリッドコード株式会社、トーカロ株式会社、中村鉄工株式会社、株式会社中村鉄工所、南天工業株式会社、株式会社西村製作所、ピーピージー・ジャパン株式会社、株式会社フジワラ、株式会社放電精密加工研究所、株式会社松浦、株式会社松江鉄工所、マツダ化工株式会社、株式会社松原製作所、株式会社瑞木製作所、三菱